

令和3年度 年末年始港湾無災害強調期間 実施要領

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

1 趣 旨

当協会では、昭和39年度から「年末年始港湾無災害強調期間」を設け、積極的に安全活動を展開しています。

昨年度から引き続き感染症対策を講じながら迎える年末年始は、荷動きが激しく、夜間作業も増え、また、操業の停止と再開等が繰り返され、これに伴う点検等の非定常作業も多くなることに加え、積雪、凍結等の自然要因も重なって、労働災害の危険性が非常に高くなります。

このため、各事業場、職場では、改めて、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全確認の徹底等に努めることが、普段にも増して重要となります。

本年度は、第13次労働災害防止計画（平成30年度からの5か年計画）の4年度目として、「**死亡災害の撲滅**」（年間を通じて死亡災害0）及び「**死傷者数年間120人未満**」とする目標を掲げていますが、この目標を達成するためには、労働災害防止に向けた効果的・継続的な取組を継続していくことが求められています。

本年度の強調期間においては、皆で力を合わせて無事に1年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たに安全衛生活動について総点検を行い、次のとおり重点目標を定め、労働災害防止活動を活発に推進することとします。

- ① **死亡災害の撲滅**
- ② **荷役作業における「墜落・転落」「転倒」「飛来・落下」災害の防止**
- ③ **荷役運搬機械に起因する「挟まれ・巻き込まれ」「激突され」災害の防止**
- ④ **交通労働災害の防止**
- ⑤ **混在・近接及び単独作業における安全の確保**

なお、本年度においても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「3つの密」（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人々が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、本強調期間を実施することとします。

2 スローガン

「年末年始も 安全作業 あなたが無事故の キーパーソン」

3 期 間

令和3年12月16日から令和4年1月15日まで

4 主唱者

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

5 後 援

厚生労働省
国土交通省

6 協 賛

一般社団法人日本港運協会
一般社団法人日本倉庫協会

7 賛 助

賛助会員港湾管理者
一般社団法人日本船主協会
外国船舶協会

8 実施事項

(1) 協会本部

- ① 強調期間実施要領を配布し、その趣旨の徹底を図る。
- ② 強調期間用ポスター、のぼり等を頒布する。
- ③ 強調期間中の運動を推進するため、関係機関、諸団体等に協力を要請する。
- ④ 労働災害及びその防止に関する見える化等の安全管理の工夫・改善事例、ヒヤリハット事例等の情報を積極的に収集し、ホームページ等多様な方法により情報を提供する。
- ⑤ フルハーネス型墜落制止用器具の普及等改正労働安全衛生法令の周知を図る。

(2) 総支部及び支部

- ① 強調期間実施要領を会員事業場に周知する。
- ② 安全衛生委員会、協議会等を開催し、最近の労働災害の特徴を踏まえた労働災害防止に関する問題点及びその対策について検討する。
- ③ 混在・近接作業における安全の確保、特に車両系荷役機械の接触事故防止対策の推進について周知、指導する。
- ④ 協会の支援事業等を活用して、リスクアセスメントの実施及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。
- ⑤ 関係機関、諸団体等の参加を得たパトロール等を実施し、設備、作業の安全化の検討や現場に対する安全指導を行う。
- ⑥ 危険予知訓練及び指差呼称を推進する。
- ⑦ 会員事業場に、強調期間中、安全衛生旗、強調期間用ポスター、のぼり、懸垂幕等を掲げるよう指導、援助する。
- ⑧ フルハーネス型墜落制止用器具の普及等改正労働安全衛生法令の周知を図る。

(3) 会員事業場

- ① 経営トップ自ら、年頭等に「安全第一」の決意を表明する。
- ② 経営首脳による安全衛生パトロール等を実施する。
- ③ 事業場や作業場に、安全衛生旗、強調期間用ポスター、のぼり、懸垂幕等を掲げ、全従業員に対し、安全衛生意識の高揚を図る。
- ④ 作業開始前ミーティングを実施し、危険予知活動等による安全点検を踏まえて、安全ポイントを指差唱和する。
- ⑤ 協会ホームページにおける労働災害情報データベース等を活用し、災害事例、ヒヤリハットの分析・検討を行い、具体的な防止対策を樹立し、実施する。
- ⑥ 次の事項を重点とし、非定常作業も含め、リスクアセスメントの実施による作業環境の改善や安全衛生の「見える化」など、創意工夫した活動を一層推進する。
 - ア 揚貨装置、クレーン等（特にワイヤー、スリング）その他の機械設備の検査及び作業開始前点検の実施及び作業手順の遵守
 - イ フォークリフトその他の荷役運搬機械を使用する作業におけるはさまれ・巻き込まれ災害、接触災害等を防止するため安全確認の徹底
 - ウ 高所作業時における墜落・転落災害防止用の柵や囲いの設置、フルハーネス型墜落制止用器具の導入・使用、特別教育の実施・受講の徹底
 - エ 海際の作業における救命胴衣の着用の徹底
 - オ 修理等の非定常作業や作業終了時後の清掃等における安全確保の徹底
 - カ 混在作業における労働災害防止のための連絡調整、的確な作業指揮等安全管理の徹底
 - キ 夜間荷役作業等における照明の確保等作業環境管理の徹底
 - ク 交通ルールの遵守等交通労働災害防止対策の徹底
 - ケ 危険物有害物事前連絡表の活用等化学物質管理（石綿を含む）の徹底
- ⑦ 職場の整理・整頓・清掃・清潔（4S）を徹底する。
- ⑧ 玉掛け作業、フォークリフト運転作業等就業制限業務及び作業主任者（沿岸荷役主任者を含む）を選任すべき業務における有資格者を補充する。
- ⑨ ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策、過重労働対策及び腰痛予防・転倒防止対策を推進する。
- ⑩ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組を推進する。
 - ア 職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、事業場内の感染防止対策実施状況の確認と徹底
 - イ 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施